

報告事項コ

平成25年度エキスパート教員の認定について

平成25年度エキスパート教員の認定について、別紙のとおり報告します。

平成25年4月23日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

平成25年度エキスパート教員の認定について

平成25年4月23日
小中学校課
高等学校課
特別支援教育課

1 目的

高い専門性と指導力を有し、優れた教育実践を行っている教員をエキスパート教員に認定し、その教育指導技術等を広く普及することで全体の教育指導の改善を図り、もって鳥取県教育の充実を図ることを目的とする。

[エキスパート教員の役割]

- ① 所属校の他の教員に対して教育指導に関する指導、助言を行う。
- ② 所属校において、担当する授業を積極的に公開する。
- ③ 所属校における職務の遂行に支障のない範囲で、所属校以外の機関で行われる研究会等において指導、助言を行う。

[認定期間]

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間

2 エキスパート教員候補者の選考委員会

期 日：平成25年2月28日（木）

選考方法：委員12名が選考基準に基づいて選考協議

3 エキスパート教員の更新・認定

教育長の専決により更新・認定者を決定

更新者：9名〔別紙一覧のとおり〕

（小学校4名、高等学校3名、特別支援学校2名）

新規認定者：22名〔別紙一覧のとおり〕

（小学校7名、中学校9名、高等学校5名、特別支援学校1名）

※継続認定者50名を含む総数は81名

4 認定証授与式

期 日：平成25年3月26日（火）

会 場：鳥取県立図書館 大研修室

5 今後の認定者の主な活動予定

- ・所属校を中心にした授業公開、研究会等での指導・助言
- ・学習指導案や授業記録などの情報発信
- ・連絡協議会への参加と情報交換
- ・全国規模の研究会等への参加とその還元

平成25年度エキスパート教員（新規）認定者一覧

■総認定者数22名

〈小学校認定者 7名〉

番号	氏名	所属校	認定分野	備考
1	まつした ひろゆき 松下 裕之	鳥取市立美和小学校	算数・理科	H25認定
2	やまぐち なおこ 山口 尚子	鳥取市立世紀小学校	学級経営	H25認定
3	のざわ ま き 野澤 真紀	岩美町立岩美南小学校	図画工作	H25認定
4	さとう ひでき 佐藤 秀樹	智頭町立智頭小学校	算数・小学校外国語活動	H25認定
5	おか けいこ 岡 佳子	倉吉市立明倫小学校	図画工作	H25認定
6	ただ たかゆき 谷田 孝之	米子市立尚徳小学校	理科	H25認定
7	かじはら ちえこ 梶原智恵子	日吉津村立日吉津小学校	図画工作	H25認定

〈中学校認定者 9名〉

番号	氏名	所属校	認定分野	備考
1	かわもと としあき 河本 俊顕	鳥取市立高草中学校	美術	H25認定
2	かわなか としふみ 河中 俊文	鳥取市立湖東中学校	英語	H25認定
3	おおにし かつひと 大西 勝人	鳥取市立福部中学校	社会	H25認定
4	よしだ ゆういちろう 吉田祐一郎	鳥取市立河原中学校	理科	H25認定
5	なかむら みつる 中村 満	八頭町立中央中学校	英語	H25認定
6	おにし ひろし 尾西 寛	倉吉市立東中学校	技術	H25認定
7	こだに たかし 小谷 孝	倉吉市立河北中学校	理科	H25認定
8	よねはら しんご 米原 真吾	米子市立尚徳中学校	音楽	H25認定
9	はやしばら かずひこ 林原 和彦	境港市立第一中学校	社会	H25認定

〈高等学校認定者 5名〉

番号	氏名	所属校	認定分野	備考
1	ささき つとむ 佐々木 努	鳥取西高等学校	理科（化学）	H25認定
2	ながえ やすゆき 永江 靖幸	米子西高等学校	芸術（美術）	H25認定
3	やまみち としや 山道 俊哉	米子工業高等学校	工業（建築）	H25認定
4	きむら みさお 木村三三男	日野高等学校	農業	H25認定
5	のむら ゆうじ 野村 裕司	日野高等学校	商業	H25認定

〈特別支援学校認定者 1名〉

番号	氏名	所属校	認定分野	備考
1	くらた りえこ 倉田利江子	白兔養護学校	生活単元学習	H25認定

平成25年度エキスパート教員（更新）認定者一覧

■ 総認定者数 9名

〈小学校認定者 4名〉

番号	氏名	所属校	認定分野	備考
1	ひめだ やすえ 姫田 恭江	鳥取市立浜村小学校	算数	H22認定 H25更新
2	ともさだ あきこ 友定 章子	米子市立伯仙小学校	算数	H22認定 H25更新
3	のがわ かよ 野川 佳代	境港市立境小学校	総合的な学習の時間	H22認定 H25更新
4	にしもと やすし 西本 靖司	大山町立名和小学校	算数	H22認定 H25更新

〈高等学校認定者 3名〉

番号	氏名	所属校	認定分野	備考
1	しもや しんいち 下谷 慎一	鳥取西高等学校	地歴・公民	H22認定 H25更新
2	やべ あつこ 矢部 敦子	鳥取東高等学校	数学	H22認定 H25更新
3	ふくみつ ひろし 福光 浩	倉吉東高等学校	英語	H22認定 H25更新

〈特別支援学校認定者 2名〉

番号	氏名	所属校	認定分野	備考
1	おくむら みさこ 奥村 操子	白兔養護学校	自立活動 (知的障がい)	H22認定 H25更新
2	こめたに 米谷めぐみ	米子養護学校	自立活動 (知的障がい)	H22認定 H25更新

平成25年度エキスパート教員（継続認定者含む）認定者一覧

■ 総認定者数 81名
 <小学校認定者 26名>

番号	氏名	所属校	認定分野	備考
1	ますだ ゆうこ 榊田 祐子	鳥取市立修立小学校	音楽	H23認定
2	やまもと みやこ 山本美弥子	鳥取市立稲葉山小学校	学級経営・生活科	H24認定
3	まつした ひろゆき 松下 裕之	鳥取市立美和小学校	算数・理科	H25認定
4	やまぐち なおこ 山口 尚子	鳥取市立世紀小学校	学級経営	H25認定
5	ありた やちよ 有田八千代	鳥取市立浜坂小学校	国語	H23認定
6	ひめだ やすえ 姫田 恭江	鳥取市立浜村小学校	算数	H22認定 H25更新
7	あさい ひろえ 浅井 寛恵	鳥取市立青谷小学校	特別活動	H24認定
8	のざわ まき 野澤 真紀	岩美町立岩美南小学校	図画工作	H25認定
9	たけもと えいこ 竹本 英子	八頭町立郡家東小学校	国語	H21認定 H24更新
10	もりた さとみ 盛田 里美	八頭町立船岡小学校	道徳	H24認定
11	さとう ひでき 佐藤 秀樹	智頭町立智頭小学校	算数・小学校外国語活動	H25認定
12	ふじた ひろこ 藤田 洋子	倉吉市立河北小学校	学級経営	H21認定 H24更新
13	おか けいこ 岡 佳子	倉吉市立明倫小学校	図画工作	H25認定
14	とみやま よしこ 富山 佳子	倉吉市立小鴨小学校	家庭	H24認定
15	たけなか まゆみ 竹中 真弓	湯梨浜町立羽合小学校	音楽	H24認定
16	いのうえ みやこ 井上美也子	湯梨浜町立東郷小学校	国語	H23認定
17	みよし はるえ 三好 春絵	北栄町立大栄小学校	音楽	H24認定
18	やまもと よしえ 山本 美江	米子市立義方小学校	道徳	H24認定
19	みき とおる 三木 徹	米子市立車尾小学校	国語	H23認定
20	たにだ たかゆき 谷田 孝之	米子市立尚徳小学校	理科	H25認定
21	ともさだ あきこ 友定 章子	米子市立伯仙小学校	算数	H22認定 H25更新
22	かどわき よしえ 門脇 佳恵	境港市立外江小学校	国語	H24認定
23	のがわ かよ 野川 佳代	境港市立境小学校	総合的な学習の時間	H22認定 H25更新

24	かじはら ちえこ 梶原智恵子	日吉津村立日吉津小学校	図画工作	H25認定
25	にしもと やすし 西本 靖司	大山町立名和小学校	算数	H22認定 H25更新
26	くろみ まゆみ 黒見真由美	日南町立日南小学校	学級経営	H23認定

<中学校認定者 18名>

番号	氏名	所属校	認定分野	備考
1	かんば とおる 神波 徹	鳥取市立北中学校	数学	H23認定
2	かわもと としあき 河本 俊顕	鳥取市立高草中学校	美術	H25認定
3	かわなか としふみ 河中 俊文	鳥取市立湖東中学校	英語	H25認定
4	おおにし かつひと 大西 勝人	鳥取市立福部中学校	社会	H25認定
5	よしだ ゆういちろう 吉田祐一郎	鳥取市立河原中学校	理科	H25認定
6	なかむら みつる 中村 満	八頭町立中央中学校	英語	H25認定
7	しまだ たけひろ 嶋田 武弘	倉吉市立東中学校	理科	H24認定
8	おにし ひろし 尾西 寛	倉吉市立東中学校	技術	H25認定
9	ふくき よしお 福木 善夫	倉吉市立西中学校	数学	H23認定
10	いとう あつし 伊藤 淳	倉吉市立西中学校	英語	H24認定
11	こだに たかし 小谷 孝	倉吉市立河北中学校	理科	H25認定
12	おにし みやこ 尾西美弥子	湯梨浜町立北浜中学校	音楽	H24認定
13	うしろ あきら 宇城 明	米子市立美保中学校	英語	H23認定
14	よねはら しんご 米原 真吾	米子市立尚徳中学校	音楽	H25認定
15	やました よしひろ 山下 欣浩	米子市立淀江中学校	社会	H24認定
16	はやしばら かずひこ 林原 和彦	境港市立第一中学校	社会	H25認定
17	まつばら たかし 松原 隆	伯耆町立岸本中学校	社会	H21認定 H24更新
18	あかさか まさし 赤坂 正志	伯耆町立溝口中学校	英語	H23認定

〈高等学校認定者 26名〉

番号	氏名	所属校	認定分野	備考
1	ふくしま たくや 福島 卓也	鳥取東高等学校	英語	H21認定 H24更新
2	やべ あつこ 矢部 敦子	鳥取東高等学校	数学	H22認定 H25更新
3	つじなか たかひこ 辻中 孝彦	鳥取西高等学校	英語	H21認定 H24更新
4	しもや しんいち 下谷 慎一	鳥取西高等学校	地歴・公民	H22認定 H25更新
5	すごう りょうこ 菅生 涼子	鳥取西高等学校	国語	H24認定
6	ささき つとむ 佐々木 努	鳥取西高等学校	理科（化学）	H25認定
7	ひらお じゅんいち 平尾 淳一	八頭高等学校	理科（物理）	H24認定
8	こばやし とおる 小林 徹	智頭農林高等学校	農業（林業）	H24認定
9	ふくみつ ひろし 福光 浩	倉吉東高等学校	英語	H22認定 H25更新
10	たけなか たかひろ 竹中 孝浩	倉吉東高等学校	地理歴史（日本史）	H23認定
11	てらたに たかし 寺谷 尚史	倉吉東高等学校	理科（化学）	H23認定
12	たけとし しんいち 竹歳 真一	倉吉総合産業高等学校	数学	H21認定 H24更新
13	みやもと けいすけ 宮本 圭介	米子東高等学校	理科（生物）	H23認定
14	かげやま ひろゆき 景山 浩之	米子東高等学校	英語	H23認定
15	ししだ いちろう 完田 一郎	米子東高等学校	国語	H24認定
16	いだ あきと 井田 明人	米子西高等学校	理科（物理）	H21認定 H24更新
17	てらざわ 寺澤ゆかり	米子西高等学校	保健体育	H24認定
18	やまぐち あけみ 山口 明美	米子西高等学校	芸術（書道）	H24認定
19	ながえ やすゆき 永江 靖幸	米子西高等学校	芸術（美術）	H25認定
20	みせ 見世ちづる	米子南高等学校	家庭	H24認定
21	あだち せいじ 足立 誠司	米子工業高等学校	工業（情報電子）	H23認定
22	はやしばら しんじ 林原 紳二	米子工業高等学校	工業（建築）	H24認定
23	やまみち としや 山道 俊哉	米子工業高等学校	工業（建築）	H25認定
24	かわもと たくや 河本 拓也	境港総合技術高等学校	商業	H24認定

25	きむら みさお 木村三三男	日野高等学校	農業	H25認定
26	のむら ゆうじ 野村 裕司	日野高等学校	商業	H25認定

〈特別支援学校認定者 11名〉

番号	氏名	所属校	認定分野	備考
1	おおば としのり 大場 敏則	鳥取盲学校	理療科	H21認定 H24更新
2	なかと のぶこ 中田 宣子	鳥取聾学校	自立活動	H24認定
3	おくむら みさこ 奥村 操子	白兔養護学校	自立活動 (知的障がい)	H22認定 H25更新
4	かやはら とうこ 茅原 久子	倉吉養護学校	生活単元学習	H23認定
5	こやま たかし 児山 隆史	皆生養護学校	自立活動	H23認定
6	のぐち あきのり 野口 明紀	皆生養護学校	自立活動	H23認定
7	こめたに 米谷めぐみ	米子養護学校	自立活動 (知的障がい)	H22認定 H25更新
8	ながい ゆみこ 永井 弓子	米子養護学校	音楽	H23認定
9	やまだ ともこ 山田 知子	米子養護学校	自立活動	H24認定
10	かみなだ りょうすけ 上灘 良祐	米子養護学校	自立活動	H24認定
11	くらた りえこ 倉田利江子	白兔養護学校	生活単元学習	H25認定

エキスパート教員選考に係る視点

平成24年2月28日
鳥取県教育委員会

エキスパート教員の選考にあたっては、次に示す推薦の観点及び具体的な評価の視点に基づいて、総合的に判断し、適切な者を選考するものとする。

【具体的な選考の視点】

- (1) 下記「推薦の観点」により、提出された推薦様式への記載を選考資料とする。
(県立学校は校長推薦、市町村立学校は校長推薦・市町村推薦・教育局推薦による。)
- (2) 指導主事等による候補者の説明
県教育委員会の関係課・教育局の指導主事等は、候補者の専門分野について観点(1)(2)(3)についての補足説明を行うこととする。
- (3) 教科等、地域のバランスへの配慮
認定分野や所属校・地域への著しい偏りがないように配慮する。ただし、校種によっては、教科等全ての分野での認定にこだわらなくてもよいものとする。また、認定の年次を追うにつれて、偏りが解消されるよう配慮する。
- (4) 勤務年数
認定者が、その高い専門性を他の教員に広めていくには、教職員の中での信頼が必要となる。その信頼の裏づけとしては、観点(1)(2)(3)を満たすことが求められるが、それに加えてある程度の勤務年数もその要素である。教諭経験年数を原則として10年以上有する者を選考する。
また、どの学校においても高い指導力を発揮することが求められることから、設定する校種において、少なくとも2校以上の勤務経験があることが望ましい。ただし、専門教科等を担当する場合には、この限りではない。
- (5) 懲戒処分等
過去に懲戒処分を受けた者については、処分内容を踏まえて別途検討する。

【推薦の観点】

* 「エキスパート教員認定制度実施要綱」 「エキスパート教員候補者の推薦基準」より

- (1) 高い専門性及び指導力を有している。
※認定分野は、各教科・科目、道徳、総合的な学習の時間、特別活動
若しくは自立活動などの学習指導又は学級経営
- (2) 自らの実践や指導技術等を他の教員にも広め、共有しようとする積極性を有している。
- (3) 児童生徒、保護者及び他の教職員から高い信頼・評価を得ている。

鳥取県公立学校エキスパート教員認定制度に関する実施要綱

鳥取県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県公立学校エキスパート教員認定制度（以下「認定制度」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(認定制度の目的)

第2条 認定制度は、高い専門性と指導力を有し、優れた教育実践を行っている教員をエキスパート教員に認定し、その教育指導技術等を広く普及することで全体の教育指導の改善を図り、もって鳥取県教育の充実を図ることを目的とする。

(役割)

第3条 エキスパート教員の役割は、次のとおりとする。

- (1) エキスパート教員が所属する学校（以下「所属校」という。）の他の教員に対して教育指導に関する指導、助言を行う。
- (2) 所属校において、担当する授業を積極的に公開する。
- (3) 所属校における職務の遂行に支障のない範囲で、所属校以外の機関で行われる研究会等において指導、助言を行う。

(基準)

第4条 エキスパート教員は、県立学校に勤務する教諭（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により再任用された教諭を除く。以下同じ。）又は市町村立学校（市町村の組合立の学校を含む。以下同じ。）に勤務する教諭で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 各教科・科目、道徳、総合的な学習の時間、特別活動若しくは自立活動などの学習指導又は学級経営において、高い専門性と指導力を有し、優れた教育実践を行い、勤務成績が特に良好であること。
- (2) 教諭の職に原則として10年以上あること。
- (3) 教諭の職で原則として2校以上の学校を勤務していること。

(認定)

第5条 エキスパート教員は、鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）がこれを認定する。

- 2 県教育委員会は、エキスパート教員の認定に当たっては、第8条に定めるエキスパート教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）の意見を聴くものとする。

(認定期間)

第6条 エキスパート教員の認定期間は3年間とし、更新をすることができる。

- 2 エキスパート教員に認定された教諭が教頭に昇任した場合は、認定期間中であっても認定を解除する。
- 3 エキスパート教員に認定された教諭が他の職に任命され、その役割を果たすことが困難であると県教育委員会が認めた場合は、認定期間中であっても認定を解除することができる。
- 4 エキスパート教員に認定された教諭が心身の故障などその役割を果たすことが困難な状況にあると本人が申し出た場合は、認定期間中であっても認定を解除することができる。

(推薦等)

第7条 エキスパート教員の認定は、次の各号に掲げる教諭の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者からの推薦に基づいて行うものとする。

- (1) 県立学校に勤務する教諭 推薦に係る教諭が勤務する学校の校長
- (2) 市町村立学校に勤務する教諭 推薦に係る教諭が勤務する学校を設置する市町村の教育委員会（市町村の組合立の学校にあっては、当該組合の教育委員会。以下「市町村教育委員会」という。）の教育長（以下「市町村教育長」という。）

2 前項の推薦は、エキスパート教員候補者推薦書等（別紙様式1～5）を提出してしなければならない。

3 市町村教育長は、市町村立学校に勤務する教諭の推薦に当たり、推薦に係る教諭が勤務する学校の校長の意見を聴くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、エキスパート教員の推薦に関し必要な事項は、鳥取県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める。

(選考委員会の設置等)

第8条 エキスパート教員選考委員会の委員は、鳥取県教育委員会事務局教育次長、同次長、同小中学校課長、同特別支援教育課長、同高等学校課長に加え、次に掲げる者のうちから、9人を超えない範囲内で県教育委員会が委嘱する。

- (1) 市町村教育委員会の代表者
- (2) 県立学校長会及び市町村立学校長会の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 県内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）

2 県教育委員会は、第5条第2項の意見聴取に際しては、選考委員会の委員による会議を開催するものとする。

3 会議は、選考委員会の委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の運営に関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月5日から施行する。